

薬 号 外
令和3(2021)年10月29日

一般社団法人栃木県薬剤師会長
一般社団法人栃木県病院薬剤師会長
一般社団法人栃木県医薬品登録販売者協会
栃木県配置薬協議会長
栃木県医薬品卸協会
栃木県医療機器販売業協会
栃木県薬事工業会長
栃木県麻薬協会
一般社団法人日本チェーンドラッグストア協会 栃木県支部長
栃木県温泉保護開発協会連合会長

様

栃木県保健福祉部薬務課長 小林 由典

業界団体に対する新型コロナウイルス感染症の感染防止対策徹底の周知について
(依頼)

本県の新型コロナウイルス感染症対策につきましては、日頃から特段の御理解、御協力をいただき御礼申し上げます。

本県の新規感染者数や療養者数が着実に減少した結果、病床利用率や重症病床利用率も改善し、医療提供体制への負荷が小さくなったこと等から、警戒度レベルをステージ1「感染観察」に引き下げることとしました。

つきましては、貴会員等に対し、別添「県版ステージ1『感染観察』における対応」について周知くださるようお願いいたします。

保健福祉部薬務課

〒320-8501 宇都宮市埴田 1-1-20

TEL:028-623-3120

e-mail:yakumu@pref.tochigi.lg.jp

感対第 429 号
令和 3 (2021) 年 10 月 28 日

各関係団体等の長 様

栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部長

業界団体に対する新型コロナウイルス感染症の感染対策徹底の周知について（依頼）

本県の新型コロナウイルス感染症対策につきましては、日頃から特段の御理解、御協力をいただき御礼申し上げます。

本県の新規感染者数や療養者数が着実に減少した結果、病床使用率や重症病床使用率も改善し、医療提供体制への負荷が小さくなったこと、警戒度指標の多くがステージ 1 レベルとなっていることから、本日開催した第 68 回栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、警戒度レベルをステージ 1 「感染観察」に引き下げることにしました。

併せて、感染が落ち着いている状況が続いていることから、イベントの開催制限や飲食時の人数制限等を緩和することとしますが、今月末のハロウィンをはじめ、クリスマス、大晦日など、年末に向けて多くの人が集まる機会となる行事が続くことから、引き続き県民・事業者に対して基本的な感染対策の徹底を呼びかけることにしました。

つきましては、貴団体員等に対し、別添「県版ステージ 1 『感染観察』における対応」について周知していただきますようお願いいたします。

（ 栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局
栃木県新型コロナウイルス生活相談センター
TEL 028-623-2826 ）

県版ステージ1「感染観察」における対応

区域	栃木県全域
期間	令和3(2021)年10月31日(日)～ ※終期は設定せず、今後感染状況等によりステージを上げる場合に再度設定する。

県民に対する協力要請

【特措法第24条第9項】

～日常生活～

・基本的な感染対策の徹底

- 「3密」が重なる場面はもとより、「密閉」、「密集」、「密接」それぞれについて回避
- 「新しい生活様式」(人と人との距離の確保・マスクの着用・手洗い・換気等)の実践
- 感染リスクが高まる「5つの場面」(大人数や長時間におよぶ飲食等)に注意

飲食の際は

- ・ 「とちまる安心認証店」をはじめとした感染対策が徹底された飲食店を利用する
- ・ 飲食店等が実施している感染防止対策に協力する

～都道府県間の移動～

- ・ 日常生活同様の基本的な感染対策を徹底した上での行動
- ・ 感染拡大地域への不要不急の移動は極力控える



事業者に対する協力要請【特措法第24条第9項】

- ・テレワーク、時差出勤、自転車通勤等、人との接触機会を低減する取組の継続・実施
- ・感染拡大防止のための適切な取組の実施
 - 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインの徹底
 - 「会話する＝マスクする」運動への参加 等
 - 感染リスクが高まる「5つの場面」に注意
 - 休憩室や更衣室、喫煙室など居場所の切り替わりに注意
 - 職場での懇親会など大人数や長時間におよぶ飲食に注意 等
- ・「新型コロナ感染防止対策取組宣言」の実施

【飲食を提供する皆様へ】

改めて、次の点への取組をお願いします。

- ・ アクリル板等(パーティション)の適切な設置 又は 座席間隔(1 m以上)の確保
- ・ 手指消毒の徹底
- ・ 食事中以外のマスク着用の推奨
- ・ 換気の徹底

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- ☐ 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
- ☐ 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- ☐ 外出時や屋内でも会話をするとき、人との間隔が十分とれない場合は、症状がなくてもマスクを着用する。ただし、夏場は、熱中症に十分注意する。
- ☐ 家に帰ったらまず手や顔を洗う。
人混みの多い場所に行った後は、できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- ☐ 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）。

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- ☐ 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- ☐ 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。接触確認アプリの活用も。
- ☐ 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- ☐ まめに手洗い・手指消毒 ☐ 咳エチケットの徹底
- ☐ こまめに換気（エアコン併用で室温を28℃以下に） ☐ 身体的距離の確保
- ☐ 「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- ☐ 一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、禁煙等、適切な生活習慣の理解・実行
- ☐ 毎朝の体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- ☐ 通販も利用
- ☐ 1人または少人数ですいた時間に
- ☐ 電子決済の利用
- ☐ 計画をたてて素早く済ます
- ☐ サンプルなど展示品への接触は控えめに
- ☐ レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等

- ☐ 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- ☐ 筋トレやヨガは、十分に人との間隔を
もしくは自宅で動画を活用
- ☐ ジョギングは少人数で
- ☐ すれ違うときは距離をとるマナー
- ☐ 予約制を利用してゆったりと
- ☐ 狭い部屋での長居は無用
- ☐ 歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

- ☐ 会話は控えめに
- ☐ 混んでいる時間帯は避けて
- ☐ 徒歩や自転車利用も併用する

食事

- ☐ 持ち帰りや出前、デリバリーも
- ☐ 屋外空間で気持ちよく
- ☐ 大皿は避けて、料理は個々に
- ☐ 対面ではなく横並びで座ろう
- ☐ 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- ☐ お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

イベント等への参加

- ☐ 接触確認アプリの活用を
- ☐ 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- ☐ テレワークやローテーション勤務 ☐ 時差通勤でゆったりと ☐ オフィスはひろびろと
- ☐ 会議はオンライン ☐ 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成

感染リスクが高まる「5つの場面」

場面① 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で注意力が低下する。また、聴覚が鈍磨し、大きな声になりやすい。
- 特に敷居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、回し飲みや箸などの共用は感染のリスクを高める。



場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、例えば深夜のはしご酒では、昼間の通常の食事に比べて、感染リスクが高まる。
- また大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



場面③ マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、昼カラオケや野外のバーベキューでの事例が確認されている。



場面④ 狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用施設での事例が確認されている。



場面⑤ 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることもある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での事例が確認されている。車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。



イベントの開催に関する協力依頼

【特措法第24条第9項】

【開催に必要な要件】

- ① 全てのイベントにおいて「イベント開催時の必要な感染防止策」(別紙)を主催者が徹底するとともに、参加者も十分理解すること
- ② 各イベントの類型ごとに定められた要件等を満たすこと
- ①、②をいずれも満たした場合に、下記の人数上限等による開催を可とする。

- 全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるイベントについては、事前に県の所管課に相談の上、感染状況やイベントの態様等から適切に判断すること

【人数上限等】

- 収容率又は人数上限のいずれか小さい方を限度とする。

	収容率	人数上限
大声での歓声、声援等がないことを前提としうる場合	100%以内※1	5,000人以下 又は 収容率50%以内 のいずれか大きい方
大声での歓声、声援等が想定される場合	50%以内※2、3	

※1 収容定員が設定されていない場合は、密が発生しない程度の間隔（最低限人と人が接触しない程度の間隔）を空ける。

※2 異なるグループ又は個人間では座席を1席は空け、同一グループ内（家族等の日頃行動を共にするグループ。5人以内に限る。）では座席間隔を設けなくともよい。このため、収容率は50%を超える場合がある。

※3 収容定員が設定されていない場合は、十分な人と人との間隔（1m）を要する。

イベント開催時の必要な感染防止策 ①

別紙

(1) 徹底した感染防止等 (収容率50%を超える催物を開催するための前提)

①	適切なマスク着用徹底	・ マスク着用状況を確認し、個別に注意等を行い、マスクの常時着用を求める * マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布・販売を行い、マスク100%を担保
②	大声を出さないことの担保	・ 大声を出す者がいた場合、個別に注意等を行う * 隣席の者との日常会話程度は可 (マスクの着用が前提) * 演者が歌唱等を行う場合、舞台から観客まで一定の距離を確保 (最低2m)

(2) 基本的な感染防止等

③	①～②の奨励	・ ①～②は、イベントの性質に応じて可能な限り実行 (ガイドラインで定める) * マスク着用状況が確認でき、着用していない場合は個別に注意等を行うこと * 大声を出す者がいた場合等、個別に注意等を行うこと (例: スポーツイベント等ではラッパ等の鳴り物を禁止すること等) * 大音量のBGMは大声での会話を誘発する可能性があるため、BGMの音量を上げすぎないように留意する
④	手洗の徹底	・ こまめな手洗の徹底を促す
⑤	消毒	・ 主催者側による施設内 (出入口、トイレ、ウイルスが付着した可能性のある場所等) のこまめな消毒、消毒液の設置及び手指消毒を促すこと
⑥	換気	・ 法令を遵守した空調設備の設置による常時換気、こまめな換気 (1時間に2回以上、1回に5分以上。または室温が下がらない範囲での常時窓開け) ・ 乾燥する場面では湿度40%以上を目安に加湿
⑦	密集の回避	・ 入退場時の密集回避 (時間差入退場等)、待合場所等の密集回避 * 必要に応じ、人員の配置、導線の確保等の体制を構築するとともに、入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、収容人数を制限
⑧	身体的距離の確保	・ 大声を伴う可能性のあるイベントでは隣席との身体的距離の確保。具体的には、同一の観客グループ間 (5名以内に限る。) では座席を空けず、グループ間は1席 (立席の場合1m) 空ける。 ・ 演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を2m確保 ・ 混雑時の身体的距離を確保した誘導、密にならない程度の間隔 (最低限人と人とが触れ合わない程度の間隔)

イベント開催時の必要な感染防止策 ②

(2) 基本的な感染防止等 (続き)

⑨	飲食の制限	・ 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限 ・ 休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底 ・ 過度な飲酒の自粛 ・ 食事は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、収容率が50%を超える場合、飲食可能エリア以外（例：観客席等）は原則自粛 （発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保、会話が想定される場合の飲食禁止、十分な換気等、一定要件を満たす場合に限り、食事可）
⑩	参加者の制限	・ 入場時の検温、入場を断った際の払い戻し措置 * ただし、発熱者・有症状者の入場は断る等のルールをイベント開催前に明確に規定し、当該規定を十分周知している場合は払い戻し不要
⑪	参加者の把握	・ 座席指定、動線確保などの適切な行動管理 ・ 可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・ 接触確認アプリ（COCOA）のダウンロード推奨や各店舗における各地域通知サービスの登録・利用者のQRコード読取奨励（アプリのQRコードを入口に掲示すること等による具体的な促進措置の導入）
⑫	演者の行動管理	・ 有症状者は出演・練習を控える。体調が悪いときは医療機関等に適切に相談 ・ 演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせる ・ 合唱等、声を発出する演者間での感染リスクへの対処
⑬	催物前後の行動管理	・ イベント前後の感染防止の注意喚起 * 可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により交通機関・飲食店等の分散利用を促進
⑭	ガイドライン遵守の旨の公表	・ 主催者及び施設管理者が、業種別ガイドラインに従った取組を行う旨、HP等で公表

(3) イベント開催の共通の前提

⑮	入退場やエリア内の行動管理	・ 広域的なこと等により、入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討 * 来場者の区画を限定、管理した花火大会などは可。具体的には、①身体的距離の確保、②密集の回避、③飲食制限、④大声禁止、⑤催物前後の行動管理、⑥連絡先の把握等を担保することが求められる
⑯	地域の感染状況に応じた対応	・ 大規模イベントは、事前に収容率制限等も含めて都道府県と相談 ・ 地域の感染状況の変化があった場合は柔軟に対応

※従来の目安（人数上限5,000人又は収容率50%のいずれか小さいほう）による場合であっても「(2)基本的な感染防止等」及び「(3)イベント開催の共通の前提」の徹底を行うこと

“とちまる安心認証”の推奨

飲食店の皆様は「とちまる安心認証」の**取得を積極的にご検討**ください！

- ・事務局HPに店名等を掲載するなど、県民に積極的な利用を呼びかけます！
- ・「**Go To Eat 対象店舗**への新規登録」
「**県民一家族一旅行の地域限定クーポン利用店舗登録**」
には**とちまる安心認証取得(申請)が必要です！**
- ・時短要請が出される場合、「とちまる安心認証店」への一部緩和を新型コロナ対策に係る栃木県の基本的対応方針に定めています

申請が急増する時期には**認証まで通常よりもお時間がかかります。**

申請はお早めをお願いします！

県内の飲食店の
2割以上が
取得(申請)しています
(2021/10/27時点)

お問い合わせ先 とちまる安心認証事務局

URL <https://www.tochigi-anshin-ninsyou.jp> TEL 028-341-9715 (受付時間10時～17時※土日祝日を除く)

“とちまる安心認証”の推奨

県民の皆様も外食の際は、
安心して飲食できる「とちまる安心認証店」を積極的にご利用ください！

- 現在のとちまる認証店(申請)は県内の飲食店の2割以上(2021/10/27時点)
- 店頭の認証ステッカーが目印です。
- ホームページから検索できます。

とちまる安心認証事務局

<https://www.tochigi-anshin-ninsyou.jp/search/>

